

山形県
長野県
岐阜県
島根県
福岡県
佐賀県
熊本県
大分県
鹿児島県
民生主管部（局）
後期高齢者医療所管課（部）
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る
後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について

令和2年7月豪雨による災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、令和2年7月4日に「令和2年7月3日から大雨による災害に伴う後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和2年7月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）によりお示ししているところですが、特別調整交付金による国庫補助の対象となる保険料の減免の取扱い等について下記のとおり連絡しますので、貴管内市町村への周知等よろしくお願いします。

記

- 1 国庫補助の対象となる保険料減免の基準については、追って特別調整交付金の交付基準を通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙及び参考資料のとおりとする予定であること。
- 2 保険料の減免については、各後期高齢者医療広域連合が条例に基づき行うものであり、災害による減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例の整備が必要となること。
- 3 各後期高齢者医療広域連合が、減免の要件に該当することが明らかであると認める被保険者等については、当該被保険者等に減免を受ける意思を確認

することをもって減免の申請があったものとみなすことも考えられること。
また、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、被災した被保険者等に減免の意思を確認の上、遡って減免を行うことも考えられること。

○令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する特別調整交付金の算定基準について

1 交付対象とする減免措置

特別調整交付金の交付対象とする減免措置は、各後期高齢者医療広域連合（以下「各広域連合」という。）の被保険者について、2に定める基準により各広域連合が行った保険料の減免措置とする。（ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村に住所を有する被保険者に係る保険料について、条例に基づいて行った減免措置に限る。）

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①から⑤までのいずれかに該当するに至った被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、複数の基準に該当する被保険者については、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

- ① 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ② 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者 同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部
- ③ 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する者
 - i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - iii 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下であること。

【減免額】

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C) \qquad (D)$

【表1】

<p>対象保険料額 = $A \times B / C$</p> <p>A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額 B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額） C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除すること。

- ④ 令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その者の属する主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた者

当該被保険者について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で各広域連合が決定した額

※ 長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

- ⑤ その者の属する世帯の主たる生計維持者以外の者であって、令和2年7月豪雨による被害を受けたことにより、その行方が不明である者 当

該被保険者の保険料額の全部

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和2年度分の保険料であって、災害救助法が適用された日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

なお、(1)②及び⑤に該当する場合であつて、令和3年3月31日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料とする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 災害救助法が適用された日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合に、特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (2) この取扱いは、令和2年度までとすること。

令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る 後期高齢者医療保険料の減免への特別調整交付金による財政支援について（概要）

<補助対象>

- 以下の要件を満たす後期高齢者医療保険料へ減免を行った後期高齢者医療広域連合に対して特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

		今回の取扱い	原則
補助対象			
	主たる生計維持者の死亡	○	×
	主たる生計維持者が行方不明	○	×
	事業収入等の減少	損失金額3 / 10以上かつ前年所得1000万円以下	損失金額3 / 10以上かつ前年所得1000万円以下
	住宅・家財の損害	損害金額及び所得要件無し (損害程度) (減免割合) 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額	損害金額3 / 10以上かつ前年所得1000万円以下
財政負担の要件		無し (1%未満でも可)	保険料必要総額の1%以上

※条例に基づいて行うものである必要がある。

※主たる生計維持者以外の者が行方不明の場合、その者の保険料額の全部。

<補助割合>

- 減免額の10 / 10を支援することを検討中。（令和元年台風第19号の際も同様の対応を行っている）

<対象保険者>

- 災害救助法が適用された市町村の属する後期高齢者医療広域連合

<期間>

- この取扱いは、**令和2年度まで**とする。